

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第65号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

企画振興部の項2の事項中(10)及び(11)を削り、(12)を(10)とする。

保健福祉部の項15の事項中「老人保健法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法」に改める。

経済部の項9の事項及び10の事項を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

目 次 ページ

規 則

○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則.....（人事課）	1
○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則.....（人事課）	1

訓 令

○北海道職員の自己啓発等休業に関する規程.....（人事課）	1
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令.....（人事課）	3
○北海道職員旅費支給規程の一部を改正する訓令.....（人事課）	3

規 則

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第64号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第1条 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に改める。

別記第2号様式その6の4の事項中「改良普及員又は水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に改める。

（北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第2条 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

訓 令

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の自己啓発等休業に関する規程を次のように定める。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の自己啓発等休業に関する規程

（趣旨）

第1条 職員の自己啓発等休業については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）の承認の申請をしようとする職員は、自己啓発等休業承認申請書（別記第1号様式）を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第3条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（自己啓発等休業をしている職員の職務復帰）

第4条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消された

ときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（報告）

第5条 北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況報告書（別記第2号様式）により所属長を経由して知事に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

自己啓発等休業承認（期間延長）申請書				
北海道知事 様				
		所 属		
		職 名		
		氏 名		
		（職員番号）		
次のとおり自己啓発等休業の承認 自己啓発等休業の期間の延長を申請します。				
1 申請の区分	☐ 自己啓発等休業の承認（2及び3に記入） ☐ 自己啓発等休業の期間の延長（2及び4に記入）			
2 自己啓発等 休業の内容	大学等課程 の履修	大学等の名称 （所在地）	〔 〕	
		課程（修業年限）	（ ）	
		修学の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		活動分野
		活動期間	国内訓練 活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	既に承認された自己啓発等 休業の期間			
5 備 考	年 月 日から 年 月 日まで			

所属長の意見

年 月 日

（所属長）

印

（注）1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間

イ アの内容に関する照会先

2 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。

3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。

4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

6 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第2号様式（第5条関係）

自己啓発等休業状況報告書	
年 月 日	
北海道知事 様	
職 名	
氏 名	
（職員番号）	
次のとおり自己啓発等休業に係る状況について報告します。	
1 承認を受けた自己啓発等休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 報告の事由	☐ 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた ☐ 大学等課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていない

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員旅費支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員旅費支給規程（昭和28年北海道訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

- (4) 運転技術員が行程100キロメートル以上の運転を行った場合における日当の額は、590円とする。ただし、宿泊した場合は、この限りでない。

第3条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号中「の支度料は、」を「における支度料の額は、条例第33条の実費額が」に改め、「相当する額」の次に「を超えるときには、当該定額の2分の1に相当する額」を加え、同号を同条第8号とし、同条第10号中「場合には」を「場合において、条例第33条の実費額が3万円を超えるときは」に改め、同号を同条第9号とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の北海道職員旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。